

【公募型プロポーザル実施公告】

平成31年度 開成町新庁舎議場什器・音響システム購入事業について、事業者の選定にあたり公募型プロポーザル方式により参加希望者を公募するので、次のとおり公告する。

平成31年4月26日

開成町長 府川 裕



1 事業概要

(1) 委託業務名

平成31年度 開成町新庁舎議場什器・音響システム購入事業

(2) 業務内容

本業務における業務範囲は、別紙「開成町議場什器仕様書」及び「議場音響システム仕様書」に掲げるとおりとします。

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和2年3月27日まで

(4) 契約限度額

77,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たしている単体企業とする。

- (1) 開成町の競争入札参加資格（当該案件に係る業種）を有することについて町長の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 直近2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、(1)の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (4) 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、(1)の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (6) 次の(ア)から(エ)のいずれにも該当しない者であること。
  - (ア) 開成町暴力団排除条例第2条第2号、第4号及び第5号の規定に該当する者。
  - (イ) 開成町暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
  - (ウ) 神奈川県暴力団排除条例第23条に規定する利益供与等を行っている者。
  - (エ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たりその相手方が上記(ア)に該当することを知りながら当該者と契約を締結しようとする者。
- (7) 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) かながわ電子入札共同システムを利用するために有効な電子証明書を取得していること。
- (9) 神奈川県内に本社(店)、支社(店)又は営業所を有すること。
- (10) 過去10年以内に、国又は地方公共団体の移転業務を元請として複数回受注し、履行した実績があること。
- (11) 個人情報及び機密書類を取り扱うため、「プライバシーマーク」を取得していること。

### 3 実施要領等の配布方法

実施要領等、本プロポーザルに参加するために必要となる様式集等は開成町ホームページ上で交付する。

#### (1) 配布資料

- ・公募型プロポーザル実施要領
- ・新庁舎3階平面図
- ・開成町新庁舎議場什器仕様書
- ・議場什器参考寸法表
- ・議場音響システム参考数量表
- ・様式集

開成町ホームページのURLは次のとおり。

<http://www.town.kaisei.kanagawa.jp>

### 4 企画提案書の提案手続き及び問合せ先

- (1) 受付期間 平成31年4月26日(金)から令和元年5月16日(木)午後5時まで
- (2) 提出場所 開成町行政推進部財務課
- (3) 問合せ先 住所 〒258-8502 神奈川県足柄上郡開成町延沢773番地  
電話 (0465) 84-0322  
FAX (0465) 82-5234  
E-mail [tyousya@town.kaisei.kanagawa.jp](mailto:tyousya@town.kaisei.kanagawa.jp)

- (4) 提出方法 受付期限までに持参又は郵送により提出するものとする。郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、受付期限までに必着とする。
- (5) 費用負担 プロポーザルに係る資料等の作成にかかる一切の費用は提出者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。

## 5 企画提案の審査等

企画提案の審査及び評価は、提出された企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、町が設置する開成町新庁舎移転業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、提案者が1者のみであっても、プレゼンテーションは実施する。

## 6 日程

項番	項目	日程
1	公募開始（町ホームページ掲載）	平成31年4月26日（金）
2	質問書の受付	平成31年4月26日（金）から 令和元年5月10日（金）まで
3	質問書に対する回答	令和元年5月14日（火）
4	参加申込書の受付期限	令和元年5月16日（木）17時まで
5	企画提案書の受付期限	令和元年5月23日（木）17時まで
6	企画提案書の審査（プレゼンテーション 及びヒアリングの実施）	令和元年5月28日（火）
7	審査結果の通知	令和元年6月初旬
8	契約締結	令和元年6月中旬

※土・日曜及び祝日を除く

※上記日程については、参加申込者数等の事情により変更される場合がある。

## 7 随意契約に係る見積書の聴取等

- (1) 審査委員会が特定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とする。ただし、最優秀者に事故等があり見積書の徴取が不可能になった場合は、優秀者を見積り徴取の相手方とし、以下評価順位の上位の者から順に見積書の徴取の相手方とする。
- (2) 契約額は、予算の範囲内で決定する。

## 8 その他

詳細は、別紙「実施要領」による。

